

工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応

① 工事現場等で感染者又は濃厚接触者等を確認

② 受注者は関係者へ報告

- 保健センター等（※別紙参照）
- 発注者（監督員又は調査職員）

③ 関係者への報告後の対応

- 当日の現場作業を中止
- 接触した可能性がある作業員などへ自宅待機要請
- 保健センター等からの指示事項への対応
 - ・現場事務所、休憩所等の消毒
 - ・濃厚接触者の特定
 - ・濃厚接触者の健康状態の経過観察（2週間程度） など
- 対応状況の発注者への報告
- 工事（又は業務）の継続又は一時中止の判断
 - ・濃厚接触者以外の者での作業継続の可否の検討
 - ・作業継続／一時中止の協議



④ 一時中止期間中の対応

- 現場内巡視
- 連絡体制の確保
- 濃厚接触者の健康状態の経過観察（2週間程度）

⑤ 現場再開の協議

- 濃厚接触者の安全確認（保健センター）
- 施工体制確保
- 上記を踏まえた発注者との協議

⑥ 作業再開

- 感染防止対策の徹底
 - ・マスクの着用・咳エチケットや手洗いの励行
 - ・アルコール消毒液の設置等
 - ・朝礼、KY時⇒体温測定等による健康管理
⇒発熱や咳が長引く等の作業員に対する自宅待機の要請
 - ・「三つの密」の回避

別紙

広島市 相談窓口

保健センター等	連絡先		所管区域
	平日 8時30分～ 17時00分	左記以外の時間	
広島市中保健センター	504-2528	241-4566 コールセンターでの対応	中区
広島市東保健センター	568-7729		東区
広島市南保健センター	250-4108		南区
広島市西保健センター	294-6235		西区
広島市安佐南保健センター	831-4942		安佐南区
広島市安佐北保健センター	819-0586		安佐北区
広島市安芸保健センター	821-2809		安芸区
広島市佐伯保健センター	943-9731		佐伯区
広島市健康推進課	504-2622		市内全域

※施設の消毒についての相談は、保健所 環境衛生課 環境衛生係（電話：241-7408）

（参考）厚生労働省の電話相談窓口

厚生労働省にも電話相談窓口が設置されています。

- ・電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症に関する情報

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/>